

令和7年度 労働保険年度更新

一括有期事業報告書
一括有期事業総括表 作成のしおり

注意事項

林業

- 一括有期事業報告書（立木の伐採の事業）…記入例1 → P1

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに終了した山林であって、概算保険料の額が160万円未満であり、かつ素材の生産量が1,000m³未満の山林を入力。

建設業

- 一括有期事業報告書（建設の事業）…記入例2 → P2

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに終了した元請工事であって、概算保険料の額が160万円未満であり、かつ請負金額（税抜き）が1億8000万円未満の工事を入力。

P4を参照のうえ、事業の種類ごとに別葉にて作成。

令和6年3月31日以前に開始された工事は、労災保険料率が異なるので、別葉にて作成。

労務費率により算定する場合、平成27年4月1日以降に開始した工事は、消費税額を除いた請負金額に労務費率を乗じたもの。

なお、平成25年10月1日から平成27年3月31日までに開始した工事は、消費税引き上げに伴う暫定措置が適用され、消費税を含めた請負金額に108分の105を乗じて得た額に所定の労務費率を乗じたもの。

- 一括有期事業総括表…記入例3 → P3

「一括有期事業報告書（建設の事業）」から事業の種類ごとに工事開始時期に応じた請負金額等が反映し、保険料及び一般拠出金の額を算出する。

メリット適用事業場に関しては、P5を参照してください。

記入例1 一括有期事業報告書（立木の伐採の事業）

様式第7号（第34条関係）（乙） 労働保険 一括有期事業報告書（立木の伐採の事業） 事業主控

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	2枚のうち 1枚目									
	3	2	1	0	9	△	△	△	4	0	1				
事業の名称	事業場の所在地	立木所有者の氏名又は名称及び住所		事業の期間	使用労働者 延 人員	素材の生産量 (立方メートル)	素材1立方 メートル当 たりの労務費 円	賃金総額 円							
〇〇山林伐採	〇〇市〇〇町	〇〇〇〇〇		5年12月20日から 6年4月12日まで	85人	450		648,700							
〇〇山林伐採	〇〇市〇〇町	〇〇〇〇〇		6年4月12日から 6年7月20日まで	105	680		776,400							
〇〇山林伐採	〇〇市〇〇町	〇〇〇〇〇		6年4月12日から 6年5月30日まで	56	310		420,300							
〇〇山林伐採	〇〇市〇〇町	〇〇〇〇〇		6年5月9日から 6年6月28日まで	72	360		536,500							
〇〇山林伐採	〇〇市〇〇町	〇〇〇〇〇		6年7月3日から 6年9月8日まで	143	235		1,043,900							
〇〇山林伐採	〇〇市〇〇町	〇〇〇〇〇		6年8月21日から 6年12月14日まで	165	720		1,212,700							
〇〇山林伐採	〇〇市〇〇町	〇〇〇〇〇		6年10月18日から 7年2月19日まで	131	615		982,500							
〇〇山林伐採	〇〇市〇〇町	〇〇〇〇〇		7年1月30日から 7年3月22日まで	94	570		689,900							
計					851	3,940		6,310,900							

前年度中（保険関係が消滅した日まで）に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

7年 6月18日 鳥根 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

郵便番号(〇〇〇 - △△△△)
住所 〇〇市〇〇町△△△-△
電話番号(〇〇〇〇 - △△ - △△△△)

事業主 株式会社 〇〇林業
氏名 代表取締役 〇〇〇〇
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

〔注意〕
社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

社務士 社会 保険 記載 欄	作 成 年 月 日 提 出 代 行 者 専 業 代 理 者 の 表 示	氏 名	電 話 番 号
----------------------------	---	-----	---------

労働保険番号は、2枚目以降にも必ず入力してください。

労働保険 一括有期事業報告書（立木の伐採の事業） 事業主控

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	2枚のうち 2枚目									
	3	2	1	0	9	△	△	△	4	0	1				
事業の名称	事業場の所在地	立木所有者の氏名又は名称及び住所		事業の期間	使用労働者 延 人員	素材の生産量 (立方メートル)	素材1立方 メートル当 たりの労務費 円	賃金総額 円							
〇〇山林伐採 ほか15件	〇〇市〇〇町ほか	〇〇〇〇〇ほか		6年4月12日から 7年3月26日まで	238人	440		1,867,500							
小 計					238	440		1,867,500							
計					1,089	4,380		8,178,400							

前年度中（保険関係が消滅した日まで）に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

7年 6月18日 鳥根 労働局労働保険特

郵便番号(〇〇〇 - △△△△)
住所 〇〇市〇〇町△△△-△
電話番号(〇〇〇〇 - △△ - △△△△)

事業主 株式会社 〇〇林業
氏名 代表取締役 〇〇〇〇
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

〔注意〕
社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

社務士 社会 保険 記載 欄	作 成 年 月 日 提 出 代 行 者 専 業 代 理 者 の 表 示	氏 名	電 話 番 号
----------------------------	---	-----	---------

素材生産量が30㎡未満の山林については、取りまとめて入力することができます。

2枚目以降には、小計と累計を入力してください。

記入例により労災保険料及び一般拠出金の額を計算すると、次のとおりになります。

○ 労災保険料

$$8,178(\text{千円単位}) \times 52.00 = 425,256\text{円}$$

○ 一般拠出金の額

$$8,178(\text{千円単位}) \times 0.02 = 163\text{円 (円未満切捨て)}$$

記入例3 一括有期事業総括表

メリット増減率 % ← メリット制が適用されている場合のみ、該当年度のメリット増減率を選択ください。(P5参照)
事業の概要 ← 届出済の主たる事業を選択ください。ご不明な場合は、ご所属の事務組合へお問い合わせください。

【島根局版】
別添様式

令和6年度一括有期事業総括表 (建設の事業)
事業主控

一括有期事業報告書 4 枚添付

業種番号	事業の種類	事業開始時期	請負金額	労務費率	賃金総額	保険料率		保険料額
						基準料率	メリット料率	
31	水力発電施設、ずい道等新設事業	平成27年3月31日以前のもの	円 18		千円 1000分の89			
		平成30年3月31日以前のもの	19		79			
		令和6年3月31日以前のもの	19		34			
		令和6年4月1日以降のもの	19		16			
32	道路新設事業	平成27年3月31日以前のもの	20		11			
		平成30年3月31日以前のもの	19		10			
33	舗装工事業	平成27年3月31日以前のもの	18		9			
		平成30年3月31日以前のもの			9			
34	鉄道又は軌道新設事業	平成27年3月31日以前のもの		21	17			
		平成30年3月31日以前のもの		23	9.5			
35	建築事業	平成27年3月31日以前のもの		21	13			
		平成30年3月31日以前のもの		23	11			
38	既設建築物設備工事業	平成27年3月31日以前のもの	59,400,000		13,662	9.5	=	129,789
		平成30年3月31日以前のもの	42,120,000		9,687	15		145,305
		平成30年4月1日以降のもの	18,650,000		4,289	12		51,468
36	機械装置の組立て又は取付けに関するもの	平成27年3月31日以前のもの		38	7.5			
		平成30年3月31日以前のもの		40	6.5			
	その他のもの	令和6年3月31日以前のもの						
		令和6年4月1日以降のもの						
37	その他の建設事業	平成27年3月31日以前のもの	(2,475,000)		4,472	15		67,080
		令和6年4月1日以降のもの	17,750,000		①			
合計			140,395,000		32,110			393,642
特別加入者				1人分	1,825	9.5		17,337
一般保険料と特別加入者保険料合計額								410,979
② (①を除いた合計)								32,110
③ 一般拠出金率								0.02
一般拠出金額 (②×③)								642

千円未満を切捨てた「千円単位」の数値が反映されているか確認してください。(反映されていない場合は直接入力してください)

特別加入者の「氏名」「承認された基礎日額」「適用月数(確定)」を入力すると特別加入者の保険料が自動算出されます。なお、原則として、確定申告で賃金総額が最も大きい事業の種類が、翌年度以降の主たる事業の種類となります。変更については、「名称・所在地等変更届」の届出が必要です。

1 一括有期事業報告書(様式第7号(甲))に記入した事業(工事)を、事業の種類ごとに合算し、本表により確定保険料を計算すること。
 2 前年度にメリット制が適用された事業については、メリット料率を記入のうえ確定保険料を計算すること。
 3 一般拠出金とは、1. 石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき労務費率を計算すること。
 4 一般拠出金は事業(工事)開始時期が平成19年4月1日以降のすべての事業(工事)を徴収対象とする。

別添一括有期事業報告書の明細を上記のとおり総括して報告します。

7 年 6 月 18 日

住所 〇〇市〇〇町△△△-△

島根 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

事業主 法人名 株式会社 〇〇建設
氏名 代表取締役 特別 太郎

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

社 会 保 険 労 働 局	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
---------------	----------------------	-----	---------

〈 3 〉

事業の種類（建設の事業）

【31 水力発電施設、すい道等新設事業】

新たに水力発電施設、高さ 20m以上のえん堤及びすい道を建設する工事、並びにこれらの事業に付帯して当該工事現場内で施工される工事が該当します。

【32 道路新設事業】

道路の新設事業及び道路の改築事業（路幅の拡張又は路線変更）、並びにこれに付帯して行われる工事が該当します。※ 路幅とは、車道、中央帯、路肩、停車帯、自転車道、自転車歩行者道、歩行者道、植樹帯、副道によって構成される道路の横断面の長さをいいます。

【33 舗装工事】

道路、広場等の舗装又は砂利散布等を行う事業及び広場の展圧又は芝張りを行う工事が該当します。※ 舗装とは、下層路盤から表層までの一連の作業工程の全部又は一部をいいます。

【34 鉄道又は軌道新設事業】

鉄道又は軌道の新設線の建設及び複線化工事等新設の態様をもって施工される工事が該当します。

なお、すい道新設工事の態様又は建築工事の態様をもって行われる工事等は、それぞれ該当する事業の種類に分類します。

【35 建築事業】

建築物及び橋梁の新設、改修、復旧、維持、部分解体や資材の再度使用（そのまま用いる）を前提とする解体等の工事並びに建築物の新設に伴う設備工事が該当します。

新築、増改築に伴う建物内部工事はこの分類に含みます。また、既設の建物でも外壁、屋根等外部が主たる工事もこの分類となります。

原則的には、地面（グラウンドライン）より上に構築される工作物を対象とする工事が該当します。

〔例〕 太陽光発電設備装置の設置、送電線路又は配電線路の建設（埋設を除く）、工作物の解体・移動・取り外し・撤去、門・塀・柵（落石覆い、落石防止柵等を含む）、標識・信号機・広告塔等の設置工事、タンク等の建築工事

【38 既設建築物設備工事】

既に建設された建築物内部において行われる内装工事、電話、給水・給湯、衛生・消火、冷暖房などの設備工事や室内の塗装、建具の取り付けその他の内装工事が該当します。

なお、主として建築物の外部において高所作業により既設建築物の設備工事を行う事業は「35 建築事業」に含まれます。

※ 建築物の新設に伴う内部設備工事又は内装工事は、たとえ分割発注であっても、本分類から除かれ「35 建築事業」に分類されます。

【36 機械装置の組立て又は据付けの事業】★4

エレベーター、エスカレーター、冷凍機、空気調節機、ボイラー、起重機等の組立て又は据付けを行う工事及び索道建設工事が該当します。なお、建設工事に使用するための機械装置の組立て又は据付けを行う工事は、当該建設工事に付帯する工事として取り扱います。

※ 本分類は、労務費率を「組立て又は取付けに関するもの」と「その他のもの」に区分してありますが、「その他のもの」に該当するのは機械装置の基礎台の建設を行う工事のみです。

【37 その他の建設事業】

すい道、道路、鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持を行う等のいわゆる土木工事、沈没物の引揚げ等、他に分類されない建設工事が該当します。

〔例〕 土地造成、配管等の埋設、砂防施設の建設、道路の改修・復旧又は維持工事（路幅の拡張を伴うものは「32 道路新設事業」）、河川又はその附属物の改修・復旧又は維持工事、ポーリング作業、除雪作業、えん堤の建設工事（高さ 20m未満のもの）、水門樋門の建設、重機を用いて行う造園の事業、地下に構築する各種タンク・プール・貯水池等の建設工事、工作物の解体事業（35 を除く）、路面標識等の表示工事

- ★1 事業の種類は完成されるべき工作物等により決定されます。それにより判断し難い場合は、主な工事作業内容（賃金の多寡）により判断します。
- ★2 事業の種類異なる2種類以上の工事を行う場合であっても、それぞれに独立性が認められない場合は、分割又は一括請負であっても、同一の事業の種類を適用します。
- ★3 主たる工事と直接的に関連のある工事、かつ、同一時期又は主たる工事が完成されるまでの間の一定期間において施工される付帯事業は、主たる工事の事業の種類を適用します。

★4 請負代金から控除することができる控除対象工事物は「機械装置の組立て又は据付けの事業」（業種番号36）の機械装置のみです。

機械装置の範囲（例示）		
1. 湿式排煙脱硫装置	7. 連続鑄造機	13. エスカレーター
2. 火力発電所ボイラー	8. 発砲ポリスチレンプラント	14. 石油精製、石油化学プラント
3. 原子炉	9. 電気集塵装置	15. 水力発電設備
4. ゴミ焼却装置	10. ガス発生装置	16. 索道（ロープウェイ、ゴンドラリフト、リフト）
5. 原子力発電所タービン	11. 水処理設備	
6. 抄紙機（改造）	12. エレベーター	

労災メリット適用事業場の皆様へ

メリット適用事業場については、**昨年度送付した令和6年5月31日付けの「労災保険率決定通知書」（令和6年度分）（対象事業場のみ通知）**に記載されている「増減率」に基づき、工事の開始時期に応じた保険料率により保険料を算定することになります。

メリットは、令和5年度まで適用されていた場合や、令和6年度から新たに適用されている場合がありますので、保険料算定に用いる料率にご注意ください。

ご不明な点がある場合は、事務を委託している労働保険事務組合、島根労働局総務部労働保険徴収室又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

一括有期事業「メリット」制適用事業場に対する労災保険率

【開始時期が令和6年4月1日以降の事業】

減 少 率 (-口%)								事業の種類及び基準料率		増 加 率 (+口%)								
40%	35%	30%	25%	20%	15%	10%	5%	事業の種類	基準料率	5%	10%	15%	20%	25%	30%	35%	40%	
20.64	22.31	23.98	25.65	27.32	28.99	30.66	32.33	31	水力発電施設・ずい道等新設事業	34	35.67	37.34	39.01	40.68	42.35	44.02	45.69	47.36
6.84	7.36	7.88	8.40	8.92	9.44	9.96	10.48	32	道路新設事業	11	11.52	12.04	12.56	13.08	13.60	14.12	14.64	15.16
5.64	6.06	6.48	6.90	7.32	7.74	8.16	8.58	33	舗装工事業	9	9.42	9.84	10.26	10.68	11.10	11.52	11.94	12.36
5.64	6.06	6.48	6.90	7.32	7.74	8.16	8.58	34	鉄道又は軌道新設事業	9	9.42	9.84	10.26	10.68	11.10	11.52	11.94	12.36
5.94	6.385	6.83	7.275	7.72	8.165	8.61	9.055	35	建築事業	9.5	9.945	10.39	10.835	11.28	11.725	12.17	12.615	13.06
7.44	8.01	8.58	9.15	9.72	10.29	10.86	11.43	38	既設建築物設備工事業	12	12.57	13.14	13.71	14.28	14.85	15.42	15.99	16.56
3.84	4.110	4.38	4.65	4.92	5.19	5.46	5.73	36	機械装置の組立又は据付け事業	6	6.27	6.54	6.81	7.08	7.35	7.62	7.89	8.16
9.24	9.96	10.68	11.40	12.12	12.84	13.56	14.28	37	その他の建設事業	15	15.72	16.44	17.16	17.88	18.60	19.32	20.04	20.76
34.01	36.58	39.15	41.72	44.29	46.86	49.43	02又は03	林業	52	54.57	57.14	59.71	62.28	64.85	67.42	69.99		

注：31 水力発電施設・ずい道等新設事業に係る労災保険料率につきましては、令和5年度に送付された「労災保険率決定通知書」等に記載されている内容にて、ご確認ください。

【開始時期が平成30年4月1日以降の事業】

減 少 率 (-口%)								事業の種類及び基準料率		増 加 率 (+口%)								
40%	35%	30%	25%	20%	15%	10%	5%	事業の種類	基準料率	5%	10%	15%	20%	25%	30%	35%	40%	
右上の注釈をお読みください。								31	水力発電施設・ずい道等新設事業	64 62	右上の注釈をお読みください。							
6.84	7.36	7.88	8.40	8.92	9.44	9.96	10.48	32	道路新設事業	11	11.52	12.04	12.56	13.08	13.60	14.12	14.64	15.16
5.64	6.06	6.48	6.90	7.32	7.74	8.16	8.58	33	舗装工事業	9	9.42	9.84	10.26	10.68	11.10	11.52	11.94	12.36
5.64	6.06	6.48	6.90	7.32	7.74	8.16	8.58	34	鉄道又は軌道新設事業	9	9.42	9.84	10.26	10.68	11.10	11.52	11.94	12.36
5.94	6.385	6.83	7.275	7.72	8.165	8.61	9.055	35	建築事業	9.5	9.945	10.39	10.835	11.28	11.725	12.17	12.615	13.06
7.44	8.01	8.58	9.15	9.72	10.29	10.86	11.43	38	既設建築物設備工事業	12	12.57	13.14	13.71	14.28	14.85	15.42	15.99	16.56
4.14	4.435	4.73	5.025	5.32	5.615	5.91	6.205	36	機械装置の組立又は据付け事業	6.5	6.795	7.09	7.385	7.68	7.975	8.27	8.565	8.86
9.24	9.96	10.68	11.40	12.12	12.84	13.56	14.28	37	その他の建設事業	15	15.72	16.44	17.16	17.88	18.60	19.32	20.04	20.76
39.21	42.18	45.15	48.12	51.09	54.06	57.03	02又は03	林業	60	62.97	65.94	68.91	71.88	74.85	77.82	80.79		

※1 例：昨年度送付した「労災保険率決定通知書」（令和6年度分）に記載されている増減率が「-10%」の場合の「02又は03 林業」の保険料率は、平成30年4月1日以降に開始した事業では54.06/1000、令和6年4月1日以降に開始した事業では46.86/1000となります。

※2 工事開始時期が平成27年3月31日以前のメリット料率に関しては、島根労働局労働保険徴収室に照会してください。

